

令和8年2月13日（金）

お知らせ

担当部局	美作県民局 健康福祉部 企画調整情報課
担当者	植田、加藤
連絡先	0868-23-0114（直通）

令和7年度津山・英田圏域地域医療構想調整会議（第3回）を開催します

美作保健所では、津山・英田保健医療圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議を開催しますので、お知らせします。

記

- 1 開催日時 令和8年2月19日（木）18：00～19：30
- 2 開催方法 オンライン（Zoom）と会場参集の併用
- 3 開催場所 津山鶴山ホテル（津山市東新町114-4）
- 4 内容
 - (1) 地域医療構想等について
 - (2) 津山・英田圏域の救急医療体制について
 - (3) その他
- 5 参加者 津山・英田圏域地域医療構想調整会議委員 51名
- 6 その他 本協議会は公開（一部非公開）とし、傍聴席を（3席先着順）設けています。

会議開催案内

津山・英田圏域地域医療構想調整会議を次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴できるものとします。

津山・英田圏域地域医療構想調整会議

- 1 開催日時
令和8年2月19日（木） 18時00分～19時30分
- 2 開催場所
津山鶴山ホテル（津山市東新町114-4）
- 3 議題
(1) 地域医療構想等について
(2) 津山・英田圏域の救急医療体制について
(3) その他
注意：議題は予定です
- 4 非公開部分
議題（3）の意見交換以降
- 5 非公開の理由
医療機関の経営に関する情報を扱うため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議設置要綱第6条第4項に該当
- 6 傍聴定員
3人
- 7 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
(2) 受付開始時刻は当日17時30分からです。
(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。
- 8 会議傍聴要領
別紙のとおり
- 9 お問い合わせ先
美作保健所 企画調整情報課
TEL 0868-23-0114

別紙

傍聴要領

津山・英田圏域地域医療構想調整会議

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会場を傍聴する場合に守っていただく事項

- 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
 - (4) 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと

津山・英田圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、津山・英田保健医療圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員60人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 病院協会の代表者
- (3) 歯科医師会の代表者
- (4) 薬剤師会の代表者
- (5) 看護関係者の代表者
- (6) 介護関係者の代表者
- (7) 医療保険者の代表者
- (8) 市町村の代表者
- (9) 医療を受ける立場にある者
- (10) その他必要と認められる者（学識経験者等）

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
- 5 議長は、必要に応じてワーキンググループ等を設置し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は美作保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

津山・英田圏域地域医療構想調整会議委員名簿

R7年11月1日現在
任期:令和6年3月1日～令和8年2月28日

No.	所属、団体	所属機関名	役職名	氏名
1	医師会	津山市医師会、大谷病院	会長、理事長	大谷 公彦
2		津山市医師会	参与	宮本 亨
3		苦田郡医師会	会長	山田 哲夫
4		勝田郡医師会	会長	小坂田 宗倫
5		美作市医師会、美作市立大原病院	会長、院長	塩路 康信
6	病院協会	岡山県病院協会津山地区病院協議会	津山支部長	林 同輔
7	歯科医師会	津山歯科医師会	会長	皆木 克朗
8		勝英歯科医師会	会長	遠藤 義孝
9	薬剤師会	岡山県薬剤師会津山支部	支部長	松尾 匠記
10		岡山県薬剤師会美作支部	支部長	寺井 竜平
11	看護協会	岡山県看護協会津山・勝英支部	支部長	永禮 博子
12	介護関係者	岡山県介護保険関連団体協議会(居宅介護支援事業所蘭花)	統括部長	山本 直
13		岡山県介護保険関連団体協議会(日本原荘)	理事長	福原 文徳
14		介護保険関係団体施設代表(老人保健施設虹)	事務長	植木 潤
15	医療保険代表者	品川リフラクトリーズ健康保険組合	常務理事	尾関 勝嗣
16	市町村	津山市	副市長	野口 薫
17		美作市	市長	萩原 誠司
18		鏡野町	町長	瀬島 栄史
19		勝央町	町長	水嶋 淳治
20		奈義町	町長	奥 正親
21		西粟倉村	村長	青木 秀樹
22		久米南町	町長	片山 篤
23		美咲町	町長	青野 高陽
24	医療を受ける立場にある者	津山市民生児童委員連合協議会	会長	高山 科子
25		美作保健所管内愛育委員連合会	会長	松本 靜江
26		美作市老人クラブ連合会	会長	梶並 憲昭
27	学識経験者等	赤堀クリニック	院長	赤堀 洋一郎
28		石川病院	院長	石川 久
29		津山第一病院	院長	澤田 隆
30		津山中央記念病院	院長	平良 明彦
31		津山中央病院	院長	岡 岳文
32		中島病院	院長	中島 弘文
33		日本原病院	理事長	森 崇文
34		薄元医院	院長	薄元 亮二
35		岡外科胃腸肛門科	理事長	岡 哲秀
36		小畠醫院	院長	小畠 淳史
37		河原内科松尾小児科クリニック	院長	松尾 直昭
38		只友医院	院長	薄元 茂
39		津山内田整形外科	院長	内田 健介
40		福田産婦人科	院長	福田 健生
41		万袋医院	院長	高尾 麻美
42		鏡野町国民健康保険病院	院長	寒竹 一郎
43		芳野病院	理事長	藤本 宗平
44		柵原病院	院長	曾根 希信
45		田尻病院	院長	窪田 淳一
46		美作中央病院	理事長	山本 倫典
47		さとう記念病院	院長	佐藤 通洋
48		原医院	理事長	河合 謹豪
49		西粟倉村国民健康保険診療所	所長	河本 翔一
50		希望ヶ丘ホスピタル	院長	引地 充
51		積善病院	院長	江原 良貴

*津山圏域、英田圏域毎の行政順、病院・診療所の順でアイウエオ順に記載。一般病床の次に精神科病床をもつ病院を記載。